

伊丹市介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務一部委託契約に係る仕様書

(総則)

第1条 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務一部委託契約受託者(以下「丙」という。)は、伊丹市介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務一部委託契約書に定めるもののほか、本仕様書に従って、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部(以下「委託業務」という。)を履行しなければならない。

(担当者)

第2条 地域包括支援センター運営受託法人が担当するセンター(以下「乙」という。)は、丙に対し、委託業務の対象となる利用者を通知する。丙は、委託の通知を受けて速やかに担当者を決定する。

2 担当者は、介護支援専門員の資格を有する者でなければならない。

3 丙は、委託業務を開始する前に、伊丹市社会福祉協議会(以下「甲」という。)が指定する様式(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに従事する介護支援専門員届出書)により、甲に担当者を届出なければならない。

4 丙は、委託業務の実施にあたり、担当者に身分を証する書類を常に携帯させなければならない。

(委託業務の実施)

第3条 委託業務は、本仕様書に定めるもののほか、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第38号)」及び「伊丹市介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務マニュアル」に基づき、適正に実施されなければならない。

(報告、届出)

第4条 丙は、委託業務の実施にあたり、利用者の心身状態の変化、事故、苦情等が生じた場合、速やかに乙に報告するものとする。

2 丙は、第2条に定める担当者に変更が生じた場合、速やかに乙に報告するとともに、第2条第3項に定める様式により、甲に担当者を届出なければならない。

(助言、指導)

第5条 丙は、委託業務の実施にあたり、乙の助言、指導に従うものとする。

(書類の提出)

第6条 丙は、委託業務の実施状況について、乙に対し、乙の定める期日までに、乙の指定する書類を提出しなければならない。

(業務の終了)

第7条 丙は、利用者が要介護認定において非該当(自立)又は要介護と認定される、基本チェックリスト実施の結果、介護予防・生活支援サービス事業対象者に該当しない等により、委託業務を終了する場合には、乙に報告するとともに、その他の関係機関との連絡調整を行うものとする。

(公正中立性の確保)

第8条 丙は、委託業務の実施にあたり、特定の介護予防サービス事業者や第一号事業者等によるサービスへの不当な誘引や物品の宣伝、あっせん、販売等、営利目的の行為を行ってはならない。

2 丙は、利用者が要介護認定において要介護と認定された場合に、特定の居宅介護支援事業者等によるサービスへの不当な誘引を行ってはならない。